千葉市認定こども園の認定の要件を定める条例案の概要

<table>
<tr><th>項目</th><th>国基準</th><th>本市基準の考え方</th></tr>
<tr><td>学級の編制の基準</td><td>・満３歳以上の子どもについては、教育時間相当利用児（幼稚園と同様に１日４時間程度利用するもの。以下同じ。）及び教育及び保育時間相当利用児（保育所と同様に１日８時間程度利用するもの。以下同じ）に共通の４時間程度の利用時間（以下「共通利用時間」という。）を設け、共通利用時間については学級を編制し、各学級ごとに少なくとも１人の職員（以下「学級担任」という。）に担当させなければならない。
・１学級の園児数は、３５人以下を原則とする。</td><td>３歳児の学級は３０人以下（市幼保連携型認定こども園基準と同様）</td></tr>
<tr><td>職員配置</td><td>・教育・保育に従事する者は、次の表のとおりとする。ただし、当該職員の数は常時２人を下回ってはならない。
<table>
<tr><th>園児の区分</th><th>員数</th></tr>
<tr><td>（１）満４歳以上の園児</td><td>おおむね３０人につき１人</td></tr>
<tr><td>（２）満３歳以上満４歳未満の園児</td><td>おおむね２０人につき１人</td></tr>
<tr><td>（３）満１歳以上満３歳未満の園児</td><td>おおむね６人につき１人</td></tr>
<tr><td>（４）満１歳未満の園児</td><td>おおむね３人につき１人</td></tr>
</table></td><td>１・２歳児は、おおむね５人につき１人（市幼保連携型認定こども園基準と同様）</td></tr>
<tr><td>職員資格</td><td>・満３歳に満たない子どもの保育に従事する職員は、保育士資格を有するものでなければならない。
・満３歳以上の子どもの教育及び保育に従事する者は、幼稚園の教員免許状及び保育士の資格を併有する者であることが望ましいが、併有しない場合においては、そのいずれかの資格を有する者であること。
・学級担任は、幼稚園の教員免許状を有する者であること。ただし、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定においては、保育士の資格を有する者であって、その意欲、適正及び能力等を考慮して適当と認められる者を、その者が幼稚園の教員免許状の取得に向けた努力を行っている場合に限り、学級担任とすることができる。
・満３歳以上の教育及び保育相当利用児の保育に従事する者は、保育士の資格を有する者でなければならない。ただし、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の場合は、幼稚園の教員免許状を有する者であって、その意欲、適正及び能力等を考慮して適当と認められる者を、その者が保育士の資格の取得に向けた努力を行っている場合に限り、当該教育及び保育相当利用児の保育に従事する者とすることができる。
・認定こども園の長は、教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう管理・運営を行う能力を有しなければならない。</td><td>国基準通り</td></tr>
<tr><td>設備に関する一般的要件</td><td>・幼稚園型認定こども園における、幼稚園及び保育機能施設については、それぞれの用に供される建物及びその付属設備（以下「建物等」という。）が同一の敷地内又は隣接する敷地内にあることを原則とする。建物等が同一の敷地内又は隣接する敷地内にない場合においては次の①及び②に掲げる要件を満たさなければならない。
（１）子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。
（２）子どもの移動時の安全が確保されていること。
・保育室又は遊戯室、屋外遊戯場及び調理室を設けなければならない。
・満２歳に満たない子どもの保育を行う場合には、乳児室又はほふく室を設けなければならない。</td><td>・定員 60 人以上は遊戯室必置（市幼保連携型認定こども園基準と同様）</td></tr>
<tr><td>園舎及び</td><td>・園舎の面積は、学級数に応じ次の面積を合算した面積以上とする。（満３歳未満の子ど</td><td>・定員 60 人以上は屋</td></tr>
</table>

<table>
<tr>
<td>屋外遊戯場</td>
<td>もの保育の用に供する乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室その他の施設設備の面積を除く。）ただし、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合にあっては、保育室、遊戯室、乳児室、ほふく室の面積がこの基準を満たす場合は、次の表に定める基準を満たすことを要しない。
<table>
<tr><td>学級数</td><td>面積（㎡）</td></tr>
<tr><td>１学級</td><td>180</td></tr>
<tr><td>２学級以上</td><td>320＋100×（学級数－２）</td></tr>
</table>
・屋外遊戯場の面積は、次の基準を満たすこと。（地方裁量型認定こども園については、次のいずれかの基準を満たすこと。）ただし、保育所型認定こども園は（１）の基準を、幼稚園型認定こども園は（２）の基準を満たすときは、（１）及び（２）の基準を満たすことを要しない。
（１）満２歳以上の子ども１人につき３．３㎡以上
（２）次に掲げるア及びイの面積を合算した面積
ア　次の表に定める面積
<table>
<tr><td>学級数</td><td>面積（㎡）</td></tr>
<tr><td>２学級以下</td><td>330＋30×（学級数－１）</td></tr>
<tr><td>３学級以上</td><td>400＋80×（学級数－３）</td></tr>
</table>
イ　３．３㎡に満２歳以上満３歳未満の園児数を乗じて得た面積
・保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園にあっては、屋外遊戯場を次の（１）から（４）までに掲げる要件を満たす当該認定こども園の付近にある適当な場所に代えることができる。
（１）子どもが安全に利用できる場所であること
（２）利用時間を日常的に確保できる場所であること
（３）子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること
（４）上記に定める屋外遊戯場の面積基準を満たす場所であること。</td>
<td><u>外遊戯場必置（市保育所基準と同様）</u></td>
</tr>
<tr>
<td>各居室及び設備、面積等</td>
<td>・乳児室：満２歳未満児１人につき１．６５㎡
・ほふく室：満２歳未満児１人につき３．３㎡
・保育室又は遊戯室：満２歳以上児１人につき１．９８㎡
・満３歳以上児の保育室又は遊戯室の面積について、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合にあっては、園舎の面積が基準を満たす場合にはこの限りではない。</td>
<td><u>乳児室：満２歳未満児１人につき 3.3 ㎡</u></td>
</tr>
<tr>
<td>耐火基準、避難設備</td>
<td>・規定なし
<u>幼稚園型認定こども園は幼稚園基準を準用</u>
<u>保育所型認定こども園は保育所基準を準用</u>
<u>地方裁量型認定こども園は保育所基準を準用</u></td>
<td></td>
</tr>
<tr>
<td>調理室の特例</td>
<td>・幼稚園型認定こども園について、園内で調理する方法により行う子どもの数が２０人に満たない場合には調理室を備えないことができる。</td>
<td>国基準どおり</td>
</tr>
<tr>
<td>食事の提供</td>
<td>・原則、園内で調理する方法により行わなければならない。
・満３歳以上の子どもに対する食事の提供については、次（１）から（５）に掲げる要件を満たす場合には外部搬入が可能。この場合において、当該認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。
（１）食事提供の責任が園にあり、管理者が、衛生面や栄養面等業務上必要な注意を果</td>
<td><u>外部搬入を行う場合は、あらかじめ市長と協議を義務付ける。</u>
<u>（市幼保連携型認定</u></td>
</tr>
</table>

	たし得るような体制及び調理業務を受託する者との契約内容が確保されていること。 （２）栄養士により献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制が確保されていること。 （３）受託業者については、認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とすること。 （４）子どもの年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与など、子どもの食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。 （５）子どもの発育及び発達の家庭に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。	こども園基準と同様）
教育及び保育の内容	教育及び保育の内容は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づくものであること。　など	国基準どおり
保育者の資質の向上等	教育及び保育の質の確保及び向上並びに子育て支援事業の充実を図るために必要なものについて、保育に従事する者（園の長を含む。）の資質向上等を図らなければならない。	国基準通り
子育て支援	専門性を十分に活用し、保護者自身の子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援すること。また、保護者が利用を希望するときに利用可能な体制を確保すること。など	国基準通り
管理運営等	・１人の認定こども園の長を置き一体的な管理運営を行うこと。 ・保育を必要とする子どもに対する教育及び保育の時間は、１ 日につき８時間を原則とし、子どもの保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して認定こども園の長が定めなければならない。 ・開園日数及び開園時間は、保育を必要とする子どもに対する保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況等地域の実情に応じて定めなければならない。 ・自己評価、外部評価等において子どもの視点に立った評価を行う体制を確保し、評価結果の公表並びに評価結果を通じた教育及び保育の質の向上に資する措置を行うこと。	国基準通り
非常災害対策	・規定なし	設備設置、災害に対する計画、月１回の訓練の実施、非常用物資の確保
その他	市幼保連携型認定こども園認可基準に並び必要な項目を準用。 【職員配置】 ・調理員を配置すること。 【備えるべき設備】 ・職員室、保健室、便所を備えること。 【教育及び保育の内容】（学校教育法準用） ・園児が心身の状況によって履修することが困難な各教科はその児童の心身の状況に適合するように課さなければならない。 【運営の内容】 （一般原則） ・基準を超えて、常に、設備及び運営を向上させる義務。	市幼保連携型認定こども園基準と同様。

	・園児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格に尊重。 ・地域社会との交流及び連携を図り、保護者及び地域社会に対し、運営の内容を適切に説明する努力義務。 ・施設の目的を達成するために必要な設備を設ける義務 （平等原則） ・国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。 （虐待の禁止） ・虐待その他心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 （懲戒権限濫用禁止） ・園長は、懲戒に関し園児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。 （食事） ・献立は、できる限り、変化に富み、健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。 ・食品の種類及び調理方法について栄養並びに身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。 ・あらかじめ作成された献立に従つて行わなければならない。 ・園児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。 （秘密保持） ・職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 ・職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 （苦情対応） ・苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる義務 （保護者との連絡） ・園長は、保護者と密接な連絡をとり、教育及び保育の内容等につき、理解及び協力を得るよう努めなければならない。　　など	

※以下については、小規模な保育所からの移行を考慮し、本基準に規定しない。

【学級編制の基準】

・学級は同年齢児での編制を基本とする。

【備えるべき設備】

・保育室の数は、学級数を下回ってはならない。